

V 工事書類の簡素化

工事書類の簡素化(削減)について

工事着手時

事前協議により、作成する工事書類の明確化！

工事着手時に、電子納品等運用ガイドライン(土木工事編)に掲載されている事前協議チェックシートを活用し、以下の事項について、監督職員と受注者で事前協議して決定する。

工事施工中の情報交換・共有方法 (工事写真の提出方法、工事帳票の交換共有方法)

工事写真の場合は、カメラの種類、写真の提出媒体(ネガ、写真帳、フィルムなど)、工事帳票の場合は、紙あるいは情報共有システムのどちらかを事前協議する。

電子成果品とする対象書類(道路工事完成図書等作成要領の適用工事、地質調査の実施)

電子成果品については電子媒体への格納の要否、ファイル形式、格納場所等を事前協議する。

施工中

協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に！

工事施工において必要となる協議について、添付する書類は必要最小減とするよう、受発注者双方で意識して進めることが大切です。

受注者の発議による協議でも、設計図書の照査項目及び内容以外の照査や設計図書の照査を行った結果生じた計画の直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施にかかる協議に伴う書類の作成は発注者の責任で行うこととなっています。

情報共有システムの活用！

直轄工事については、通信環境が整わないなど情報共有システムが使用できない場合を除き、原則、全ての工事を対象に情報共有システムを活用して、作成する工事書類の削減など業務効率化を図る。

検査時

検査官は不要な書類の提出、提示は求めない！

受注者は、不要な書類は作成しないこと！

工事着手時に事前協議により決定した工事書類以外の書類は、工事成績の評価の対象とならない。

地方整備局工事成績評定実施要領(平成27年3月 一部改正)

(成績評定の方法) 抜粋

6 評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別紙-6「工事関係書類一覧表」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

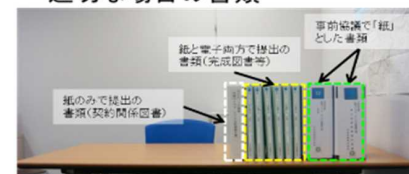
工事書類の二重提出(電子と紙)はしないこと、させないこと！

不適切な書類の事例



事前協議でほとんどの書類を「電子」としていたにもかかわらず、紙と電子の両方で工事書類を二重提出したケース

適切な場合の書類



事前協議の徹底
ルール徹底

作成書類の減

工事書類の簡素化に向けて「協議事項設定のあり方」本運用

◎ 当初発注時の特記仕様書で、「協議」事項を減らし(協議⇒指示・承諾・提出・報告)受注者の協議に伴う資料作成等の負担軽減を図る取り組みを行っている。

平成29～30年度にモデル工事による試行を行い、工事完了時に発注者の監督職員、受注者の現場代理人等にアンケート調査を実施し、書類の簡素化についての検証を行った結果、受発注者双方の80%以上から継続した取り組みの実施を求められていた。

令和元年7月以降の入札契約手続きを開始する工事から、全工事に対象を拡大し、書類の簡素化が図られるよう取り組みを実施。

<従来(例)>

例1)

・〇〇は〇〇〇とすること。詳細については監督職員と**協議**すること。

例2)

・〇〇について事前に監督職員と**協議**すること。

例3)

・〇〇の場合には、〇〇に確認のうえ監督職員と**協議**するものとする。

例4)

・〇〇の使用については、監督職員と**協議**のうえ、施工を行うものとする。



<令和元年7月以降(例)>

例1)

・〇〇は〇〇〇とする。「詳細については監督職員と協議すること。」を**削除**。

例2)

・〇〇について事前に監督職員から**指示**する。

例3)

・〇〇の場合には、〇〇に確認のうえ監督職員に**報告**し、指示を受けるものとする。

例4)

・〇〇の使用については、監督職員の**承諾**のうえ、施工を行うものとする。

2

検査書類の削減に向けて「検査書類限定型工事」

- 令和3年度から「検査書類限定型工事」として制度化し、**検査書類を13項目から10項目とする。**
- 施工能力評価型II型の工事を原則全て対象とし、施工能力評価型II型を除く工事は受発注者協議のうえ実施できるものとし対象工事を拡大する。**

①検査対象書類の変更

13項目 (R2モデル工事)

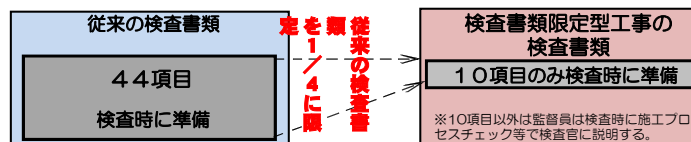
- ①施工計画書
- ②施工体制台帳
- ③**施工体系図**
- ④工事打合せ簿 (協議)
- ⑤工事打合せ簿 (提出)
- ⑥工事打合せ簿 (承諾)
- ⑦**材料確認書**
- ⑧**段階確認書**
- ⑨出来形管理図表
- ⑩品質管理図表
- ⑪品質規格証明資料
- ⑫品質証明書
- ⑬工事写真 **※青字は削減する書類**

10項目 (R3～)

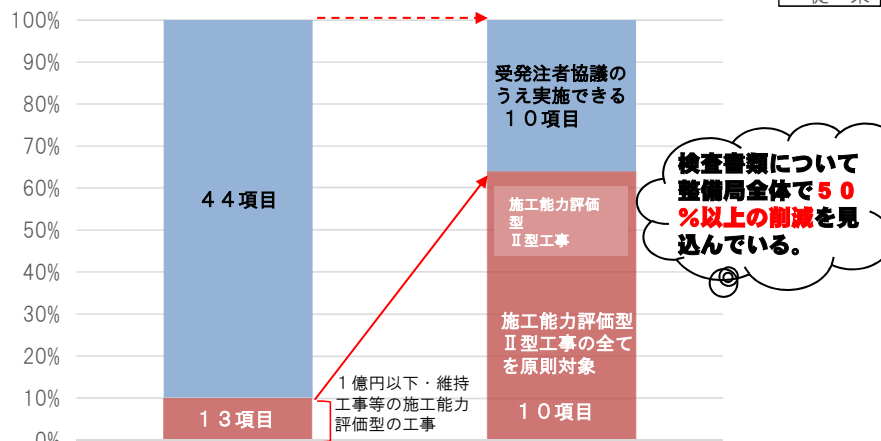
- ①施工計画書
- ②施工体制台帳
- ③工事打合せ簿 (協議)
- ④工事打合せ簿 (提出)
- ⑤工事打合せ簿 (承諾)
- ⑥出来形管理図表
- ⑦品質管理図表
- ⑧品質規格証明資料
- ⑨品質証明書
- ⑩工事写真

②対象工事の拡大

<検査書類の削減イメージ>



<対象工事の拡大イメージ>



※R2は稼働工事件数、R3はR2稼働件数より施工能力評価型II型の件数を集計

3